軌道財団用紙閉鎖の公告

神戸市中央区港島六丁目６番地の１、神戸新交通株式会社所有の三宮・ポートターミナル間、中公園・南公園軌道財団（軌道抵当原簿第196号）及び住吉・南魚崎間、アイランド北口・マリンパーク間軌道財団（軌道抵当原簿第201号）について、令和８年２月９日その用紙を閉鎖したので、軌道ノ抵当ニ関スル法律第１条において準用する鉄道抵当法第36条第２項の規定により公告する。

令和８年３月９日　　国土交通省

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月９日

広島西税務署長　高木　俊之

届出した者	Satyam-Venture　Engineering Services Private Limited
事務所等の名称	Satyam-Venture　Engineering Services Private Limited
事務所等の所在地	広島県広島市中区広瀬北町３番11号
責任者の氏名	プラバルティ・ベンカタ・クリシュナクマール
証明書の有効期限	令和10年９月７日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告